

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により南九州市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和3年7月12日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

令和3年7月12日

鹿児島県知事 塩田康一

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグストアモリ川辺店

南九州市川辺町平山字鷹取6664番 外

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第5条第1項の規定による新設に関する届出

令和3年1月13日

3 意見の概要

当該店舗については、荷さばき施設の東側に民家があることから、夜間や早朝時での騒音等で苦情が出ることが考えられる。その際は、店舗側で対応をお願いしたい。